

移住者渡航費貸付金の事務要領

一九六三・七

D-25

移住者渡航費貸付金の事務要領
昭和三十三年七月

JICA
000
23A
EM
LIBRARY

昭和 3 8 年 7 月

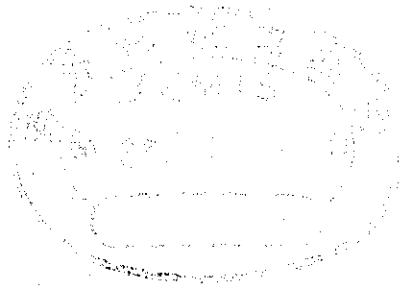
(未定稿)

移住者渡航費貸付金の事務要領

JICA LIBRARY



1023932[5]



(仮称) 海外移住事業団

国際協力事業団

受入 月日 '84. 9. 14	000
登録No. 09568	23.4
	EM

移住者渡航費貸付金の事務要領

I. 移住渡航費貸付金の解説

1. 渡航費貸付けの法的地位

移住者にその渡航費を貸し付ける、ということにかんする基本となる法律はいままでない。わすかに昭和27年12月の外務・大蔵両事務次官の協議文書によつて、戦後最初の移住者に貸すということになった。

その後32年の日本海外移住振興株式会社法が制定され、その準業としてこの貸付けをうたっているが、すでに海協連の貸付けが27年末既成事実としてあるので、「委託することができる」という規定を適用し、引続き海協連が貸付けを行なつて現在にいたつた。

その間、35年法律第46号をもつて、既往の貸付条件を緩和するものが公布されたが冒頭に述べたごとく、基本的な法律ではない。

2. 貸付金の資金

この渡航費貸付金は、国の一般会計予算をもつて外務省移住振興費に毎年計上され、その管理は「国の債権の管理等に関する法律」（昭31年法114号）の適用を受けている。

その貸付資金は国（外務大臣）と当団との貸付契約によつて一般会計から受け、これをそのままトンネル式に各移住者と当団の契約によつて貸し付ける。ただし現金は移住者に渡らず、直井船会社に支払われ、また現地交通費の分も貸し付けられるときは、

当国支那を通じてそれぞれ交通機関に支払われる。

又上述したことは、海外移住事業団法ヤヌノ条の業務規定において示され、同付則ル条で海機運からの引継ぎを規定している。

3. 貸付けの種別

貸付条件別にみると、移住者は、アメリカ合衆国難民救済法に基づく者として、あと中南米諸国に移住するもの（一般移住者と称している）とに分れ、両者に対する条件は異なる。

また渡航のしかたとしては、船舶によるものと、航空機利用の場合があるが、後者に対する貸付額は、船舶渡航貸付額の限度を越えることできない。

II 貸 付 事 務

移住者に対する渡航貸付事務は、原則として、神戸、横浜両移住あつせん所で行なわれる。ごく少数人のほかに、直接本部で契約をすることもまれにある。

神戸には常時職員ノ名が駐在し、移住者が多数で事務多量のはあい、本部から応援に出張することがある。横浜へはそのつと交代で出張している。

1. 出張者が移住あつせん所へ出発前用意すべきこと。

(1) 移住あつせん所に持参すべきもの（以下神戸には常備してあるものとみなす）。

イ. 移住者名簿 ノ 部

業務担当課からこの名簿を受領し、移住とりやめ、中止、延期等事故者の有無を確認する。

ロ、貸付契約締結のための理事長印

ハ、契約書作成に必要なゴム印

ニ、渡航費貸付契約書用紙

家族の家長と、単身者を一単位として契約、ノ契約につき
当会保存用と移住者保持用の二通り。

ホ、貸付渡航費・移住者携行金等一覧表（後述） 別紙甲

ヘ、契約用印紙、会計課より受領する。（後述）

(2) 出張前にしらべておくこと。

イ、移住者の種別 以下名簿各欄の確認

ロ、引受責任者

ハ、移住者の氏名発音、生年月日と年令

これは、渡航費貸付金額と、したがって印紙代に関係する
から、また移住者台帳の正確を期し、一方移住者氏名索引カ
ードのために氏名、発音の正確を要する。

名簿の配列は、日本に近いう船港別、管轄支部別、地域別
移住形態種別に配列し、この配列は、(1)のホの一覧表、対政
府との契約内わけ、移住者との契約書づくり、貸付台帳、移
住者台帳の配列と一貫しておなじにしなければならない。

ニ、貸付額の算出

渡航費の区分表（下記）により算出した額をまず名簿に記
入しておき、出張後、移住者のあつせん所入所後の変動に依
りて額を改正し、確定額を(1)のホの一覧表に記載する。

ホ、契約用印紙代の算出

ニで算出された各契約単位の貸付総額に依り以下の割で所

乗印紙を額面別に算出する。

区分	日本～ トルヒーヨ	日本～ ペレン	日本～ サントス	日本～ リカルソン	日本～ フェイスリス	日本～ ロスマンリス	日本～ バルバライソ	日本～ カマアオ	日本～ ヘナベシテ
12才以上	97,000	100,000	102,000	104,000	105,000	100,000	110,000	120,000	130,000
3才以上 12才未満	42,500	50,000	51,000	52,000	52,500	50,400	55,000	60,000	65,000
1才以上 3才未満	24,250	25,000	25,500	26,000	26,250	25,200	27,500	30,000	32,500
1才未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	フェイス～カマアオ (インカルソン)	サントス～ カマアオ
12才以上	2,370	2,280
12才未満 (1才未満を含む)	1,185	1,440

未成年者が単独で渡航する場合は、以下のことに留意しなければならない。民法上の無能力者であるため次の書類を必要とする。印鑑証明、契約を結ぶことに対する親権者の同意書（様式は地方海外協会に問い合わせること）

(注) 航路により、上記の貸付額を超える船賃がある。そのは
あい超過分は雇用者又は本人負担とする。

上記金額は計画、呼寄の別なく、貸し付けられ償還期間は20年、はじめの10年は無利子ですえ置きあとの10年は年利3分6厘5毛の割合で均等年賦償還によつて返済すること

になっている。

渡航費貸付けに対し日本の法令に基づいて締結する契約であり、印紙税法による規定の印紙を必要とする。

契約金額	10万円以下	60円
	50万円以下	200円
	100万円以下	300円
	500万円以下	1000円

これとおなじ分の代金を後日移住者から徴収して、契約書2通に各1枚はりつけ契約締結時それぞれ割印をする。

2. あつせん所に出張後直ちに用意あるいは確認すべきこと。

(1) 入所した移住者の氏名、人数の確認

入所日の数日後まで異動があるから持参した名簿と常に照合する。

(2) 世話人、入所中の移住者との連絡のため世話人が送付されるから原則として常にその世話人と連絡を保つこと。

(3) 筆務準備え付け用紙、備品類の点検

1の(1)に掲げた持参すべきもののうち、用紙類は予備として置いてあるが、残りの有無をしらべ、足りないものは本部から補充する。

備品類、筆記具等も点検し、とくに黒証券用インクは契約書記載用に必要。

3. 移住者入所中の行事と出張者のなすべきこと。

入所中の諸行事日程は、あつせん所において作成し、別紙が標準の例である。

これらのうち、当国として行なうことは、貸付契約、支度費補助金、集結添費、携行外債にかんする説明と、それぞれの実態である。

(1) 支度費補助金、集結添費

会計課の作成した要領により説明し、交付は同課員によって行なわれる。

(2) 携行外債及び携行日本円

業務担当課の作成した要領により説明し、外債交換日には出張者が立ち合う。

(3) 移住者接護共済積立金

4. 渡航費貸付契約

(1) 説 明

これは契約単位者のみを対象として行なう。

まず移住者調書（別紙丙）を契約単位者（家長と単身者）に配付し、記入を求めて所定日に提出してもらう。（後述）

イ. 契約の条件は下記の如くに示れる。

種 別	区 分	利率	すえおき期間	弁済期間	弁済方法	延滞金率
籍 氏	家 族	5.5%	3ヵ月 5.5%	以後 22ヵ月	元利均等月賦	日 2%
	単 身 者	5.5%	3ヵ月 5.5%	" 10ヵ月	"	"
一 般	家族・単身 の区別なし	3.65%	10ヵ年 無利子	" 10ヵ年	元利均等年賦	"

なお、加算金については事実上その争態の発生が起らないので、いまでは説明は省いている。

ロ、貸付けのときは、移住者か渡航後、国からその分を当団が借り受けた日であって、弁済期間は難民については当団が借りた日の属する月の初日から、一般のばあいには、その日の属する年の初日からである。

ハ、以上のほかは、難民、一般ともおなじ内容で全ノ4条から成っているが、主として説明すべきものは、上記の各条件のほか、オ3条—弁済金の支払い場所を支部あてとすること、オ9条—弁済金の充当順位、第11条—日本への帰国、第12条—異期の報告義務である。それに前述した契約印紙代である。

ニ、なおとくに強調すべきことは、弁済義務であって、この貸付金は国民の税金によりしかも無担保で長い期間借りられるものであること、一般移住者のばあい、10年もの無利子すえ置期間後なお弁済できないようでは移住の成果は落オであること、弁済がなければ後続移住者のための渡航費貸付資金に影響することさうたい、弁済の責任感を振起する。

国民の税金によるものであることは、支度費にしても集結旅費にしてもである。

ホ、説明要領としては、たとえばサントスまで大人1名102,000円の均等年賦償還表を引例する。契約者が少ないときは、各人の貸付額に応じた年賦表を渡して説明すれば、上記の弁済強調にも大いに役立つ。

ヘ、また説明はときとき区切って、そのつと質疑応答すれば、きく人の頭に入りやすい。

(2) 貸付契約書の作成

イ、渡航者人数の確認

ときに配付し、記入提出を求めた移住者調書と、持参した名簿を照合し、必要あれば旅券によつて確かめて、渡航確定人数を出し、19(ロ)のハにより、19(リ)のホの一覧表にそれぞれ記入し、

ロ、一方印紙額を換算の上記入する。

ハ、契約書への記入

上記の一覧表をもととして貸付契約書用紙の所定欄に墨インクで明確に記入し、そのあとでなお読み返し検査する。とくに貸付金額、氏名に注意する。

ただし、契約年月日、年度、対政府契約番号と貸付契約書番号は記入しない。これは、後日国と当国との契約が行なわれた日を時点とし、それにより契約番号がきまるからであつて、後日の記入事項となる。

記入は1契約につき2通で、検査をおわつたら印紙欄に印紙をはり理髪長印を宛におして置き、あと移住者の印をとればよいまでにする。

(3) 貸付契約の締結

イ、移住者に記載事項を確認してもらふ。とくに氏名、金額を確認させる。

ロ、契約印

移住者の目前で、移住者に代わり当会職員が氏名欄と印紙の割印をおす。

ハ、訂正印

万一誤記があり訂正するときは、訂正した行の欄外に×字
まっ消。×字挿入と書き、それに理事長印、移住者印をおす。

訂正すべき字句は、黒インクで＝線さひいてまっ消する。

以上をおわつて、1通を移住者に渡す。

5. 出張終了後本部に提出または持ち帰るもの。

(1) 提出するもの

イ. 作成した貸付契約書

ロ. 貸付渡航費、移住者携行資金等一覧表

ハ. 移住者名簿

ニ. 移住者調書

(2) 返納するもの。

イ. 理事長印

ロ. かん印

昭和36年12月22日神戸出帆のS.Kあるせんちな丸乗船移住着入船中の行事日程表

日	午 前			午 後			夜					
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
11月 24日(金)	入 入 所											
25日(土)												
26日(日)		移住地の教育と 衛生	フラシール事情	商 米 の 展 覧	アルゼンチン、パラグアイ ドミニカ行移住者の 荷物その他説明							
27日(月)		フラシール総領事 面接	国際教養とカトリック 社会	船 医 検 診 土地介談、渡航前 融資解説、契約調印	税関荷物検査申告につい て							
28日(火)		記念撮影	自由時間 (荷物整理 在留届、給食アンケート、税関荷物検査申告書等提出)	荷物整理、 旅券受領証作成	映 画 会							
29日(水)		税関荷物検査	荷物整理、 旅券受領証作成	支度金交付、 渡航費貸付契約								
30日(木)		種 物 検 査 小 中 学 生 会	船中生活、 寄港地、 下船要領説明 (出国者記録作成)		演 芸 会							
12月 7日(金)	神戸銀行 預金払出	出国認証 ドル交換、 滞港 費金預託	家長連絡会	自由時間								
2日(土)	貸付物 検 査	社 行 式	12時半退所開始	午後4時出帆予定								

- 備考 1. 朝食8時-9時 昼食12時-1時 夕食5時-6時
 2. 消灯、門限 午後10時
 3. 風当り予定日 24日 26日 28日 30日 1日
 4. この日程は都合により変更することもあります。

◎ 神戸移住あつせん所入所予定人員 他国行131名 吾国行3名 吾国行2名
 卜国行1名

◎ 横浜 " " 他国行127名 吾国行
 計137名
 計129名
 合計266名

移住者調書

丸
寄 No.

移 住 先

部屋番号

氏名

本 籍

移住手続時の住所

(一) 移住後の日本における連絡先

住 所

氏 名

(続柄) (父、母、兄、姉、弟、妹、)

(二) ドル現金買入予定額

弗(又は)

円位)

携行資金預託予定額

約

円



移住者渡航費貸付契約書

海外移住事業団（以下「甲」という。）と、甲が昭和 年 月 日送出る アメリカ合衆国移住者

（以下「乙」という。）との間で、甲から乙に渡航費を貸し付けるについて、下記のとおり契約する。

第1条 甲は、日本政府から貸付けを受け取った移住者渡航費貸付資金により、乙及びその家族 人（計 人）の からの までの間の渡航費として金 円を次第以下の条件で乙に貸付けける。

第2条 乙は、前条の貸付金（以下単に「貸付金」という。）乙他の使途には使用してはならない。

第3条 貸付金の利率は年百分の厘とし、第3項の満期前中も利息を支払わなければならない。

④ 弁済期間は、貸付けの日の属する月の初日から起算して 年月とする。

⑤ 弁済方法は、貸付けの日の属する月の初日から起算して3か月毎置き、以後 月毎に第1項の利率による元金均等月賦弁済とする。

⑥ 元金及び利息の弁済期限は、毎月末日とする。

⑦ 弁済金は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市に所在する甲のサンフランシスコ支部に対して支払うべきとし、その金額は、支那より当該金の送金が甲に到達した日における日米両国定額送金相場により換算した円換算とする。ただし、乙の本邦における留守担当者等から直接甲に弁済する等、前記の方法によらないで弁済することができる。

第4条 乙は、前条第1項ないし第4項の定めにかかわらず、いつでも貸付金の全部又は一部を繰上げて弁済することができる。

第5条 甲は、次に掲げる場合には、いつでも貸付金の全部又は一部について、弁済期限を繰上げるることができる。

1. 乙が、元金及び利息の支払いを怠ったとき。
2. 乙が、第2条及び第10条ないし第13条に規定する事項についての定めに従わないとき。
- 第6条 乙の繰上げ弁済により減額された未弁済元金については、以後次の弁済方法に照し替えるものとする。

1. 満期前中に繰上げ弁済した場合は、その翌月から残りの満期前中が年百分の厘の利率による利息とし、以後 月毎は前利率の元金均等月賦弁済。

2. 月賦弁済期間中に繰上げ弁済した場合は、その翌月から残りの月賦弁済期間の月数に依り、前条の利率による元金均等月賦弁済。

第7条 乙が元金及び利息の弁済を怠ったときは、それそれに対し弁済期限の翌日から日歩二分の割合による延滞金と甲に支払われなければならない。ただし、乙が弁済期限経過後1か月以内に弁済したときは、この限りでない。

② 乙が第5条の規定により弁済期限を繰上げたときは、その未弁済元金及びその元金に対する繰上げられた月の初日から弁済期限まで日歩二分の割合で計算した利息相当金銀の合計額に対し、その期限の翌日から前項の割合による延滞金と甲に支払われなければならない。

③ 乙が、第10条の規定により残存未弁済元金について期限の利益を失った場合には、その残存未弁済元金及びその元金に対する前項の計算による利息相当金銀の合計額に対し、第1項の割合による延滞金と甲に支払われなければならない。

第8条 乙が第5条の規定により弁済期限を繰上げたときは、貸付けの日以降繰上げられた弁済期限まで日歩二分の割合による加算金と甲に支払われなければならない。

第9条 弁済金は、次に定める順位により、これを弁済するものとする。

1. 既に弁済期限が到来した満期前中の利息及び月賦金に対しては、その積立利息、月賦金及び延滞金の順次に充當し、次及び第3号の充當に優先する。
2. 弁済期間中に繰上げ弁済したときは、当該年度の月賦金及び繰上げ弁済元金の順序に充當する。
3. 乙が第5条の規定により甲から弁済期限を繰上げられたときは、その繰限を繰上げられた元金、第1条の規定による加算金及び延滞金の順序に充當する。

第10条 乙は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては期限の利益を失い、残存未弁済金を一時に弁済するものとする。

1. 強制執行を受けたこと。
2. 租税その他公債について滞り欠金を受けたこと。
3. その財産について競売の開始があったこと。
4. 破産宣告を受けたこと。
5. 強制退還を命ぜられたこと。

第11条 乙は、渡航後移住目的を放棄して帰国しようとするときは、すみやかに甲又はその支那に届け出なければならない。

② 甲は、前項に掲げる場合は乙に対し、弁済方法等につき必要な指示を行なうことができる。

第12条 乙は、渡航後住所又は職業の変更が自己及び家族の身上の異動があつたときは、その都度甲はその支部に報告するものとする。

第13条 甲は、債権の保全上必要であると認められた場合には、乙に対し、その資産又は生活状況に関して質問し、又は参考となるべき報告等を求めることができる。

第14条 この契約の内容及び解釈について疑義が生じた場合は甲の解釈によるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書二通を作成し当事者各自記名押印の上各一通を所持する。

昭和 年 月 日

昭和 年度

対政務 契約番号	第 号
-------------	-----

住 所 〇 〇 〇 〇
 債権者 甲 海外移住事業団
 代表者 理事長 〇 〇 〇 〇 ④
 住 所
 債権者 乙

貸付契約書	第 号
-------	-----

取入印紙
貼 市

移住者渡航費貸付契約書

海外移住者 養回(以下「甲」という。)と 甲が昭和 年 月 日送出す
(以下「乙」という。)との間で、甲から乙に渡航費を貸し付けるに付いて、下記のとおり契約する。
第1条 甲は、日本政府から貸付けを渡航費(渡航費)により、乙及びその家族(以下「丙」といふ)の、 から

第2条 乙は、前条の貸付金(以下単に「貸付金」といふ。)を他の用途に使用してはならない。
第3条 貸付金の利率は年3厘とす。ただし、第3項の繰上期間中は無利息とする。
第4条 貸付期間は、貸付けの日を起算して20年とする。
第5条 年賦金の返済期限は毎年10月末日とする。

第6条 甲は、前条の金額は、同条第1項の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
本邦に於ける留守預金(以下「預金」といふ)に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第7条 乙は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第8条 甲は、次に掲げる場合には、いつでも貸付金の全部又は一部を繰り上げて返済すること出来る。
一、返済期限を繰上げることがある。
二、乙が、年賦金の返済を怠ったとき。
三、乙が、第2条及び第3条に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の

第9条 乙の繰上げ返済により返済された年賦金(以下「返済金」といふ)は、返済期限満了後、その翌年からの返済期間中は無利息とする。
第10条 年賦返済期間中に繰上げ返済した場合、その翌年から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済

第11条 甲は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第12条 乙は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第13条 甲は、次に掲げる場合には、いつでも貸付金の全部又は一部を繰り上げて返済すること出来る。
一、返済期限を繰上げることがある。
二、乙が、年賦金の返済を怠ったとき。
三、乙が、第2条及び第3条に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の

第14条 乙の繰上げ返済により返済された年賦金(以下「返済金」といふ)は、返済期限満了後、その翌年からの返済期間中は無利息とする。
第15条 年賦返済期間中に繰上げ返済した場合、その翌年から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済

第16条 甲は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第17条 乙は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第18条 甲は、次に掲げる場合には、いつでも貸付金の全部又は一部を繰り上げて返済すること出来る。
一、返済期限を繰上げることがある。
二、乙が、年賦金の返済を怠ったとき。
三、乙が、第2条及び第3条に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の

第19条 乙の繰上げ返済により返済された年賦金(以下「返済金」といふ)は、返済期限満了後、その翌年からの返済期間中は無利息とする。
第20条 年賦返済期間中に繰上げ返済した場合、その翌年から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済

第21条 甲は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第22条 乙は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第23条 甲は、次に掲げる場合には、いつでも貸付金の全部又は一部を繰り上げて返済すること出来る。
一、返済期限を繰上げることがある。
二、乙が、年賦金の返済を怠ったとき。
三、乙が、第2条及び第3条に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の

第24条 乙の繰上げ返済により返済された年賦金(以下「返済金」といふ)は、返済期限満了後、その翌年からの返済期間中は無利息とする。
第25条 年賦返済期間中に繰上げ返済した場合、その翌年から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済

第26条 甲は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第27条 乙は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第28条 甲は、次に掲げる場合には、いつでも貸付金の全部又は一部を繰り上げて返済すること出来る。
一、返済期限を繰上げることがある。
二、乙が、年賦金の返済を怠ったとき。
三、乙が、第2条及び第3条に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の

第29条 乙の繰上げ返済により返済された年賦金(以下「返済金」といふ)は、返済期限満了後、その翌年からの返済期間中は無利息とする。
第30条 年賦返済期間中に繰上げ返済した場合、その翌年から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済

第31条 甲は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第32条 乙は、前条第2項に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の
第33条 甲は、次に掲げる場合には、いつでも貸付金の全部又は一部を繰り上げて返済すること出来る。
一、返済期限を繰上げることがある。
二、乙が、年賦金の返済を怠ったとき。
三、乙が、第2条及び第3条に於ける甲の送金(以下「送金」といふ)に於ける甲の

第34条 乙の繰上げ返済により返済された年賦金(以下「返済金」といふ)は、返済期限満了後、その翌年からの返済期間中は無利息とする。
第35条 年賦返済期間中に繰上げ返済した場合、その翌年から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済
乙が、年賦金の返済を怠ったときは、その返済から残りの年賦返済期間の年数に於いて、前条に準ずる元利均等年賦返済

昭和 年 月 日

昭 和 年 度

対 政 府
契 約 番 号

債 務 契 約 書
番 号

住 所 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
債権者 甲 海 外 移 住 者 養 回
代 表 者 理 事 長 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
住 所
債務者 乙

II-13
Nas
JK

海外移住者に対する助成一覧

1 渡航費の貸付

(1) 貸付金額

渡航費の全額とする。

ブラジル移住者(サントス上陸) 102,000円

アルゼンチン移住者(ブエノス上陸)
105,000円

パラグワイ移住者(アルトパラナ地区)
107,370円

(2) 貸付条件

イ 利率 10年間無利子。以後年利3.65%

ロ 償還 10年間据置。以後10年の元利均等償還

(3) 貸付方法

財団法人日本海外協会連合会を通じて貸し付ける。

2 支度費の補助

(1) 一般支度費

イ 交付対象 移住者全員に交付する。

ロ 交付金額

満12才以上	5,500円
満3才以上12才未満	2,300円
満3才未満	2,000円

(2) 加算支度費

イ 交付対象

- A 離職者又は罹災者
- B 生活保護法の適用を受けているもの
- C 前年度の所得が185,000円で、かつ財産処分見積額が20万円未満のもの

ロ 交付金額 1戸当 50,000円

(3) 財団法人日本海外協会連合会から地方海外協会を通じて交付する。但し、加算支度金については、連合会に設けられた審査委員会で審査の上支給される。

5 移住振興会社による自営農業移住者に対する融資

(1) 渡航前融資

イ 資金の程度

農機具購入資金及び当座営農資金

ロ 貸付限度

50万円(うち営農資金20万円)

ハ 貸付条件

年利 利子所得税を差引いた残額が5%

償還 4年以内の据置期間(利子繰延可能)を含め

9年以内の割賦払

(2) 現地融資

イ 資金の種類

共同利用施設取得資金(農機具, 農産加工, 倉庫等)

長期営農資金 (永年作物植付, 家畜, 農機具)

短期営農資金 (肥料, 飼料, 種畜)

独立資金 (自立する場合の土地の取得造成)

ロ 貸付通貨

ブラジル 現地通貨建
(
その他 ドル建

ハ 貸付限度

	ブラジル	その他
共同利用施設	30万円	50万円
長期営農資金	30万円	30万円
短期営農資金	20万円	20万円
独立資金	30万円	30万円

二 貸付条件

A 利率 現地通貨建 8～12%
ドル建 利子所得税を除き 5%

B 償還

	現地通貨建	ドル建
共同利用施設	2年据置6年払	3年据置8年払
長期営農資金	4年据置8年払	左に同じ
短期 "	1年以内	左に同じ
独立資金	4年据置(利子繰延可能)8年払	左に同じ

4 自作農維持創設資金の利用

(1) 貸付資金

移住者の処分する農地の買取者に農林漁業金融公庫から貸付する。

(2) 貸付限度

買取者1戸当り20万円

(3) 貸付条件

イ 利率	年利	5%
ロ 償還	5年一括	20年払

5 農業拓殖基金

(1) 移住者の処分する財産の買取者及び移住者に移住資金を贈与又は貸付よりとするものに対し、それらに要する資金の農協等からの借り入れについてその債務を保証する。

(2) 保証限度 30万円

(3) 保証に係る借入金の条件 農協通常金利

据置期間含め10年以内

- 6 現地における公共的施設の補助器拓移住地の移住者集団を対象としてトラクター・トラック等公共的に使用するものを貸入機関を濫用して補助している。

